

## 西蒲民商ニュース

2024年 3月18日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

### 風雪の中、巻税務署へデモ

## 3・13重税反対行動

## に50人参加!

3月13日、巻地区公民館前広場で集会が開かれ50人が参加、巻税務署までデモ行進し、確定申告書を提出しました。

最初に、山上会長が

「中小業者は、消費税10%、インボイス制度導入で大変です。ところが政府・自民党は裏金問題の真相を明らかにせず、脱税疑惑も深まっている。消費税減税、インボイス制度廃止の運動を強めよう」あいさつ。

石田事務局長は「税務署は、来年から確定申告の收受印を廃止しようとしています。今後巻税務署と交渉していきます」と報告しました。参加者は、「消費税減税」「裏金疑惑を明らかにせよ」等のシュプレヒコールを行い、巻税務署に集団申告を行いました。



### 【インボイス登録者の消費税申告】

○令和5年10月以降インボイス登録をした人は消費税申告が必要です。  
(令和5年10月1日から12月31日までの売上を確認して下さい)

### 【確定申告後の注意点】

#### ◎収支内訳書について

1984年に法定化されましたが「中小業者の過大な負担にならないようにする」との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利益はありません。納税者が毎日の記帳を収支内訳書に反映させることも大事です。

収支内訳書の提出は納税者の判断で行いましょう。

#### ◎税務調査について

申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、

- ①事前通知
- ②調査の税目
- ③調査年度
- ④調査理由等10項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったら役員や民商に連絡を。

### 能登半島地震、制度の活用

#### 用いよう

能登半島地震で、新潟市西区坂井・寺尾や黒崎・善久地区などは液状化被害が出ています。黒崎地域の会員は、新潟市に罹災証明を申請し、様々な制度の活用を行っています。

#### 【住宅修理等の支援金制度】

地震に伴う住宅被害等の被害は、国や県・市等で最大270万円の支援が受けられます。新潟市等が発行する「罹災証明」が必要です。

\*能登半島地震募金は、5万9400円になりました。「支援ありがとっぴん」でした。

